

特別加入手続きのご案内

労災保険の特別加入には、

中小事業主等の特別加入

一人親方等の特別加入

の2種類があり、
それぞれ加入手続きが異なります。

船員を雇用する日数が1年間のうち100日以上となる場合

船員を雇用する日数が1年間のうち100日未満となる場合（船員を全く雇わない場合を含みます）

「中小事業主等の特別加入」
に該当します

「一人親方等の特別加入」
に該当します

いずれの特別加入についても、加入を希望される日以前に申請を行っていただく必要があります。

具体的な手続き方法については[裏面](#)をご覧ください

